

第1回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 委員長の選出

各委員互選の結果、安保委員が選出された。

2 委員長職務代理の指名

安保委員長から長谷川委員が指名された。

3 報告事項

返還事務のスケジュールや返還免除基準等について事務局から報告を受け、了解された。

4 意見聴取

以下の(1)及び(2)について、事務局から説明を受け、了解された。今後、判断に迷うような案件について、委員会の判断を求めるよう委員長から意見が付された。

(1) 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限の延長(返還猶予)に関する取扱いについて

ア 趣旨

奨学金については、原則として、学校の卒業後20年間以内で返還する必要があるが、返還免除制度の適用の対象とならなかった者であっても、資力等の審査の結果、20年間以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用して、履行期限を延長する。

イ 対象者

原則として、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることはなかった者(所得が、一定の基準以下)を対象とする。

ただし、所得が一定の基準を上回った者であっても、個別の具体的な事情(学費や住宅ローンの支払いなども含めて)により奨学金の返還が困難であると認められる者については、監理委員会の意見を聴取したうえで、対象とする。

ウ 履行期限を延長する期間

- 原則として、返還を行うべき残期間と同期間を限度とする。
 - 1年当たりの返還金額を半額まで引き下げる。
- また、個別の事情に応じて、例えば、数年後にまとまった収入が予定されている場合に、そのときにまとめて返還するような計画も認める。

エ 履行期限の延長の条件等

- 5年後に再度資力審査を行い、履行期限の延長の更新を行うかどうかを判定する。
- 債務不履行の場合、期限の利益を喪失させる(一括返還を求める)ことを条件とする。
 - 2回の債務不履行で、履行期限の延長を取り消すこととする。

オ 監理委員会への付議の手続

- 対象者 は、履行延期の措置後に開催される会議で報告する。
- 対象者 は、随時、事前審査を行ったうえで履行延期の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

(2) 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱について

ア 趣旨

京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱第5条第1項において、所在不明による返還免除の要件を、

- 借受者の所在が3年以上継続して不明であること。
- 借受者が所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域を管轄する市町村等への照会等必要な調査を行ってもその所在が不分明であること。

と定めている。この「必要な調査」の範囲を定める。

同要綱第5条第2項は、所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲を借受者の親族又は保証人としている。この「親族」の範囲を定める。

イ 「必要な調査」の範囲（要綱第5条第1項第2号）

- 住民基本台帳（住民票）の照会及び現地確認は、必須とする。
- 隣近所への聞きとりは、プライバシーに配慮して可能な範囲で行う。
- 親族への聞きとりは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り、可能な範囲で行う。
- 以上のような調査を行っても、借受者の所在が明らかとならなかったとき、その調査を行った時点から3年以上継続して所在不明であるときに返還免除の対象とする。

ウ 所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲（要綱第5条第2項）

6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族で、事情を知る親族（又は保証人）であれば、返還免除の申請をすることができることとする。

エ 免除申請が得られない場合の取扱い

何らかの理由により、親族又は保証人からの免除申請が得られない場合、あるいは、親族等も所在不明である場合については、地方自治法施行令第171条の5第2号に該当するものであれば、徴収停止の措置を採ることができる。

5 その他

議事録は事務局が案を作成し、委員長が確認したうえ、人権文化推進課のホームページに掲載することとされた。

次回以降の会議は、取組状況等を年内を目途に報告すること、また、事前審査が必要な個別案件が出てきたときは、随時、日程調整を行うこととされた。

また、会議は原則として公開とするが、案件の内容によっては、個人のプライバシーの保護の観点から非公開とする場合もあることを確認された。